

平成23年度建築物定期調査資格者講習会(建築)についてのQ&A

| | Q | A |
|---|--|--|
| 1 | 平成20年国土交通省告示第282号に記載されている「2 建物外部(11)外装仕上げ材等」について、鉄骨造の下地にラスモルタルの外装仕上げ材を施工した場合、この調査項目に該当するか否か。 | 調査項目にタイル、石張り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化状況及び損傷の状況と記載されていることから、該当すると判断されます。 |
| 2 | 平成20年国土交通省告示第282号に記載されている各種作動の状況について、点検がなされていない場合の罰則はあるのか。 | 建築基準法(以下、法という。)第101条第1項第2号には、法第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は100万以下の罰金と記されています。また、法第12条第5項第2号に基づき、特定行政庁は法第12条第1項の調査をした者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備の状況に関する報告を求めることができます。このことに関して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第102条第4号に該当し、50万以下の罰金と記されています。なお、告示第282号は、施行規則第5条第2項及び第3項の規定に基づき定めているものであり、一部点検されていない項目がある場合は、上記に抵触するものと判断されます。 |

※ 施行規則・・・建築基準法施行規則
告示・・・国土交通省告示